

# 宅地造成工事規制区域図 S=25,000

(第5次指定)

昭和51年3月8日 官報第14749号 建設省告示第267号

次の各号に掲げる線（地物、施設及び工作物によっては、その境界線）で囲まれた土地の区域

- ① 日本国有鉄道山陰本線
- ② 市道No.2 下陰森津線
- ③ 一般国道178号
- ④ 市道高屋戸牧線
- ⑤ 市道高屋岩井線
- ⑥ 市道高屋団地2号線
- ⑦ 西宮川
- ⑧ 市道高屋戸牧線
- ⑨ 市道戸牧坂根線
- ⑩ 戸牧川
- ⑪ 日本国有鉄道山陰本線
- ⑫ 市道たて川線
- ⑬ 市道三坂納屋線
- ⑭ 八条村三角点から南東方向への線
- ⑮ 八条村三角点と関西電力送電線豊岡江原線21号鉄塔を結ぶ線
- ⑯ 関西電力送電線豊岡江原線21号鉄塔と同線24号鉄塔を結ぶ線
- ⑰ 関西電力送電線豊岡江原線24号鉄塔と、岩井三角点と奥岩井三角点との見通し線上奥岩井三角点から南へ1,050メートルの点とを結ぶ線
- ⑱ 岩井三角点から奥岩井三角点を見通した線
- ⑲ 市道高屋岩井線
- ⑳ 市道岩井線
- ㉑ 県道辻福田線
- ㉒ 市道宮の下線
- ㉓ 農道玉石八崎線

備考) 1. 線の起点は、前順位の線との最初の交点（最初の線にあっては、末尾の線との最初の交点）とし、線の終点は、次順位の線との最初の交点（末尾の線にあっては、最初の線の起点）とする。  
 2. 地物、施設及び工作物の境界線は、前項による起点から終点に向って右側の境界線とする。